

令和6年4月から役場の機構が変わります

新年度から住民サービスの向上と円滑な行政運営を図るため、役場機構のスリム化および課・係の一元化等、統廃合を行います。

組織・機構改革の変更点

『生活環境課』業務の移管

生活環境課の業務については、住民サービスの充実と事務の効率化のため「町民課」と「企画政策課」が担当します。

- ◆ゴミや犬の登録等、生活環境に関する業務は「町民課 町民係」が担当します。
- ◆空き家や合併浄化槽については「企画政策課 まちづくり政策係」が担当します。

『暮らし相談室』業務の移管

これまで「暮らし相談室」で行っていた普段の暮らしでのお困りなことなど、町民の皆さまからの相談は「総務課 庶務係」で受け付けます。

また、相談の内容から、より適切だと思われる各種サービスの担当へご案内もしますので、窓口が分からない場合など、引き続きお気軽にご相談ください。

町民課「総合窓口係」が「町民係」へ

ワンストップサービスを充実するため現在の戸籍等の業務に加え、町民の皆様の生活に密接するゴミや犬の登録など町民生活、環境に関する業務も併せて担当します。

企画政策課「商工観光係」と「広報統計係」を統合し「商工観光・広報統計係」へ

商工振興と情報の発信を1つの係に統合し、事務の効率化を図ります。

佐賀西部広域水道企業団から営業所廃止のお知らせ

佐賀西部広域水道企業団では、**令和6年4月1日**から大町町役場内の大町営業所を廃止します。

水道の使用開始・中止・使用者変更、水道料金の口座振替は、企業団ホームページからお申込みできます。

水道のお申込み
(使用開始・中止・使用者変更)



WEB口座振替受付



水道料金は、お近くの金融機関、コンビニでお支払いできます。また、スマートフォンを使ったバーコード決済でもお支払いできます。

お問い合わせ先

佐賀西部広域水道企業団 料金課 TEL 68-2225

